1　農薬取締法等関係法令の主要な内容について

(1) 農薬取締法

ア　農薬の定義に関する条項（第二条の一）

「農薬」とは、農作物の病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤、忌避剤、展着剤等や植物成長調整剤等を指す。

なお、農薬取締法上、「農作物」とは、人が栽培している植物の総称で、一般の稲・野菜・果樹や観賞用の樹木・盆栽・草花、ゴルフ場や公園の芝生、街路樹も含むほか、山林樹木も含まれる。また、「病害虫」は病菌、害虫、ネズミ等のほか、鳥類、ナメクジ、雑草等も含まれるが、農作物に害を与えない不快害虫や衛生害虫は含まれない。

イ　製造者・輸入者に関係する条項

(ｱ) 農薬の登録制度（第三条）

農薬は、登録を受けなければ製造・加工・輸入ができない「登録制度」が定められている。この制度により、あらかじめ農薬の品質、薬効、薬害、毒性、残留性等について検査を行い、品質及び安全性が確保されているものを登録することにより、不良な農薬や危険な農薬が流通・販売されることを防止している。

(ｲ) 農薬の表示制度（第十六条）

製造者又は輸入者は、農薬の容器（容器に入れないで販売する場合はその包装）に法律で定められた表示をしなければ販売ができない「表示制度」が定められている。この制度により、農薬の使用者に対して、農薬の品質を保証し、適正な使用方法を示し、表示内容を登録内容（又は登録申請内容）と一致させることで、不良な農薬等の流通防止、農薬の品質保持を図っている。

ウ　販売者に関係する条項

(ｱ)「販売」及び「販売者」の定義（第二条の四）

「販売」とは、対価を受けて農薬を譲渡することだけでなく、所有権の移転を伴う無償の譲渡行為である「授与」についても、「販売」に含まれている。「販売者」とは、「販売」を行うもののことをいう。

(ｲ) 販売者の届出（第十七条）

販売者は、販売所ごとに、①氏名及び住所、②当該販売所　を販売所がある都道府県知事に届け出ることを義務付けている。新たに販売を開始した場合はその開始日まで、届出事項に変更が生じた場合（廃止も含む。）は変更が生じた日から２週間以内に届け出なければならない。

(ｳ) 農薬販売の制限又は禁止等（第十八条）

農薬販売者は、農薬の容器又は包装に表示制度に基づいて表示された農薬や、特定農薬以外を販売してはならない。

また、特に安全性上問題がある農薬については、販売を規制又は禁止できることとしている（ク販売禁止農薬参照）。さらに、それらの農薬については、それらの製造者・輸入者・販売者は、回収に努めるべきことを規定している。

(ｴ) 販売禁止農薬等の回収命令（第十九条）

農林水産大臣は、販売者に対し、無登録農薬又は販売禁止農薬を販売した場合は、回収、輸送時の取扱いなど必要な措置を命じることができる。

エ　製造者・輸入者・販売者に関係する事項

(ｱ) 帳簿（第二十条）

製造者、輸入者及び販売者は、帳簿を備え付け、農薬の流通状況の記載をしなければならない。これは、農薬の販売・流通の経路及び流通量を明確にすることにより、不良農薬の流通防止と品質保持の責任を明らかにし、また、違反する事実があった場合に速やかに適切な措置をとることができるようにするためである。

(ｲ) 虚偽の宣伝等の禁止（第二十一条）

農薬の登録制度、表示制度の目的を十分に発揮させるよう、製造者、輸入者又は販売者に対して、農薬の有効成分の含有量や効果について虚偽の宣伝を行うことを禁止している。宣伝の方法についても、新聞、雑誌、チラシ、口頭等その媒体を問わない。また、登録を受けていない農薬について登録を受けていると誤解されるような宣伝をしてはいけないこととしている。

さらに、製造者又は輸入者に対して、将来販売されるか否かを問わず、農薬の有効成分の含有量や効果について誤解を招くような名称を用いることを禁止している。

オ　使用者に関係する条項

(ｱ) 無登録農薬の使用の禁止（第二十四条）

何人も、登録制度によって登録され、表示制度によって容器又は包装に表示がされ、かつ販売禁止農薬（ク　販売禁止農薬参照）に指定されていない農薬や、特定農薬以外は使用できない。

(ｲ) 農薬使用基準の遵守（第二十五条）

農薬取締法上、使用可能な農薬であっても、使用方法を誤れば、人畜等へ被害が生じるおそれがあることから、省令により農薬の使用方法について遵守すべき基準を定めている（**(2) 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令**　参照）。

カ　監督処分に関する条項（第三十一条）

農林水産大臣又は都道府県知事は、①無登録農薬の販売、②虚偽の表示の農薬の販売、③虚偽の宣伝等の違反をした、製造者、輸入者又は販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。また、農林水産大臣は、特に悪質な場合、製造者又は輸入者に対し農薬の登録を取り消すこともできる。

キ　罰則（第四十七条、第五十条）

違 反 内 容	罰　　則
販売に係る義務違反	３年以下の懲役
	100 万円以下の罰金（自然人） １億円以下の罰金（法人）
使用に係る義務違反	３年以下の懲役
	100 万円以下の罰金

ク　販売禁止農薬

農薬取締法第 18 条第２項の規定により、以下の成分を含む農薬の販売が禁止されている。

また、農薬取締法第 24 条によりその使用も禁止されている。

リンデン、ＤＤＴ、エンドリン、ディルドリン、アルドリン、クロルデン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、ＴＥＰＰ、メチルパラチオン、パラチオン、水銀剤、２，４，５－Ｔ、砒酸鉛、シヘキサチン、ダイホルタン（カプタホール）、ＰＣＰ、ＣＮＰ（クロロニトロフェン）、ＰＣＮＢ（キントゼン）、ケルセン（ジコホール）、ペンタクロロベンゼン、アルファー一・二・三・四・五・六ーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターー一・二・三・四・五・六ーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ベンゾエピン（エンドスルファン）（27 剤）

ケ　特定農薬（特定防除資材）制度

農作物の防除に使う薬剤や天敵で、安全性が明らかなものにまで農薬登録を義務付ける過剰規制とならないように、特定農薬という仕組みが作られた。

(ｱ) 特定農薬（特定防除資材）とは

特定農薬とは、「その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。）に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」（農薬取締法第３条第１項）のことである。

(ｲ) 現在指定されている特定農薬（特定防除資材）

a 重曹（食品であり、炭酸水素ナトリウムを主成分とする薬剤は農薬登録により効果確認済み）

b 食酢（食品であり、食酢の活性成分である酢酸は過去に農薬登録により効果確認済み）

c 使用される周辺（県内）で採取された天敵（以下「土着天敵」という。）

d エチレン

e 次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）

(ｳ) 本制度の運用

a 特定農薬への指定が保留された資材は、農林水産省及び環境省で効果や安全性を評価するデータを収集し、特定農薬の指定の可否を判断するだけのデータが揃ったものについて、食品安全委員会や農業資材審議会の意見を聴取して指定される。

b 特定農薬かどうか判断が保留されたものは、農薬効果を謳って販売することは従来どおり取締りの対象となるが、使用者が自分の判断と責任で使用することは可能である。

c 保留された資材は、データ収集の過程等において、安全性等に問題があることが判明した場合

には、農薬登録されない限り、農薬としての使用が禁止されることとなる。その際は、農薬として登録されない限り農薬としての使用を禁止する旨の通知を行うなど、情報提供される。

d 農薬登録が必要な資材、農薬に該当しない資材、特定農薬に該当しない資材は、農林水産省ホームページ農薬コーナー(https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html)で公開されている。

e 土着天敵の増殖利用については、次の事項を遵守する。

(土着天敵の増殖を行う者)

・増殖を行う規模を記録する。

・都道府県知事に届け出る。

・譲渡先の所在地が同一の都道府県内にあることや、再増殖の規模や再譲渡の有無を確認するとともに、天敵を他の都道府県において使用することのないことを確認し、譲渡した年月日、譲渡先及び譲渡数量を記録し、少なくとも３年間帳簿を保管する(再譲渡する者は、これに加え、譲渡を受けた年月日、譲受先及び譲受数量を帳簿に記載し、３年間保管する。)。

(土着天敵を使用する者)

・増殖した土着天敵の譲渡を受け、又は自身が土着天敵を増殖して使用する場合は、他の都道府県において使用しない。なお、使用に当たっては、使用場所及び使用年月日を記録する。

(その他)

・土着天敵を譲渡する者と譲渡を受ける者は、増殖した土着天敵の取扱いに関する取り決めを締結する。

・届出を受けた都道府県は、増殖した土着天敵を譲渡する者及び譲渡先について指導・監視を行う。

コ　農薬に該当しない除草剤の表示義務(第二十二条)

農薬に該当しない除草剤は、使用者が農薬と誤解することがないように、農薬に該当しない除草剤を販売する小売業者は、容器又は包装に「農薬として使用できない」旨を明記し、店頭の見えやすい場所にもその旨の表示を義務付けている。

(2) 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(農林水産省・環境省令第五号(平成 15 年３月７日))

農薬の使用に伴う問題の発生を防ぐため、農林水産大臣及び環境大臣は、使用者が遵守すべき基準を定め、この基準に違反した農薬の使用を禁止する。

ア　農薬使用者の責務

(ｱ) 農作物等に害を及ぼさないようにすること。

(ｲ) 人畜に危険を及ぼさないようにすること。

(ｳ) 農作物等の汚染が生じ、その農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(ｴ) 農地等の土壌汚染が生じ、その汚染により汚染された農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(ｵ) 水域の生活環境動植物の被害が発生し、その被害が著しいものとならないようにすること。

(ｶ) 公共用水域の水質汚濁が生じ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

イ　表示事項の遵守

食用作物及び飼料作物に農薬を使用する場合、農薬登録時に定められた、次の事項を遵守しなければならない

・適用農作物

・単位面積当たりの使用量の最高限度

・希釈倍数の最低限度

・使用時期

・有効成分の種類ごとの総使用回数

農薬の使用回数は、農作物等の生産に用いた種苗の播種又は植付け(種子消毒、植付け前の土壌処理等、その準備作業を含む)から当該農作物の収穫に至るまでの間に使用した回数とする。なお、果樹、茶その他の多年生植物では、その収穫の直前の収穫から当該農作物の収穫に至るまでの間に使用した回数とする。

ウ　くん蒸による農薬の使用・航空機を用いた農薬の使用・ゴルフ場における農薬の使用

当該年度における農薬の使用計画を、毎年度使用する最初の日までに農林水産大臣等に提出しなければならない。

エ　その他の規定

(ｱ) 容器に表示された最終有効年月を越えて農薬を使用しない。

(ｲ) 航空機を利用して農薬を使用する者は、対象区域において風速及び風向を観測し、対象区域外への農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じる。

(ｳ) 住宅地及び住宅地に近接する地域において農薬を使用する者は、農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講じる。

(ｴ) 止水を要する農薬を水田で使用する者は、当該農薬の流出を防止するための必要な止水措置を講じる。

(ｵ) 被覆を要する農薬を使用する者は、農薬を使用した土壌から当該農薬が拡散することを防止するための必要な措置を講じる（土壌消毒法　参照)。

(ｶ) 農薬使用者は、次の事項を帳簿に記載する。

・使用した年月日
・使用した場所
・使用した農作物
・使用した農薬の種類又は名称
・使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

(3) 農薬取締法施行規則

ア　農薬の表示方法

使用方法の表示は、適用農作物の種類ごとに、次の事項を記載しなければならない。

・単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度
・希釈倍数の最高限度及び最低限度
・使用時期
・種苗のは種又は植付けから収穫までに使用できる総使用回数
・有効成分の種類ごとの総使用回数
・散布、混和その他の使用態様
・その他必要な事項

イ　農薬に該当しない除草剤の表示の方法

除草剤の容器等及び販売所において表示するには、当該除草剤が農薬として使用することができない旨を明確に判読できるようにする。

農薬取締法の概要

（目的）この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

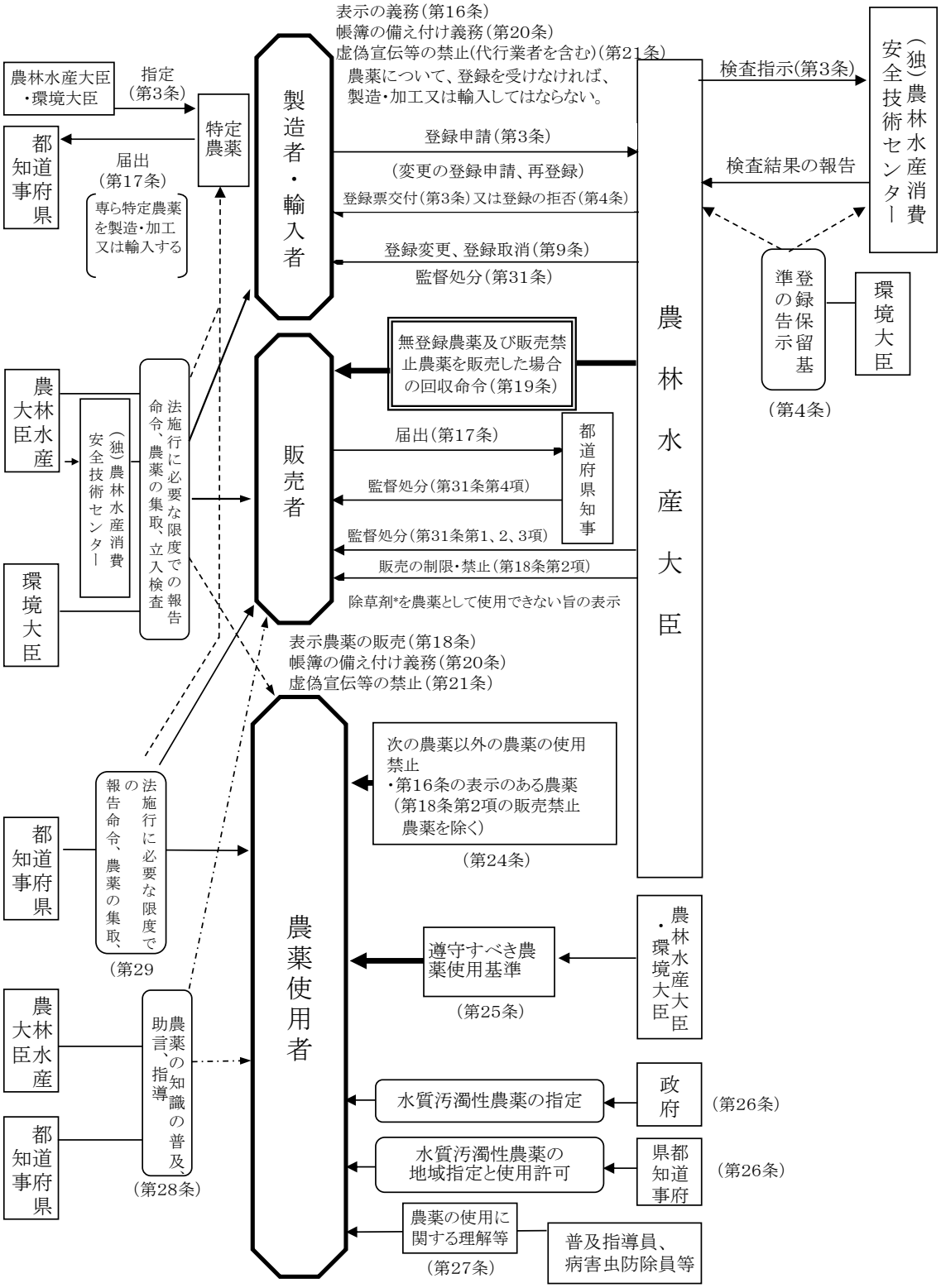

＊除草剤とは、農薬以外の薬剤であって、除草に用いられる薬剤、その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令で定めるものをいう。